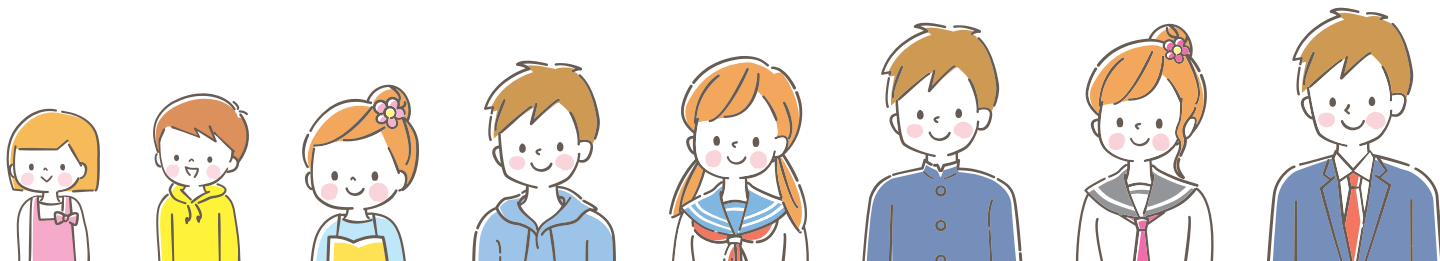


子ども医療費受給者証が変わります

10月から子どもの外来受診について 現物給付となる地域が県内全域に拡大されます




村では子育て施策の一環として「子ども医療費助成事業」に取り組んでいますが、10月の受診分から利便性の向上を図るため受給者証を変更します。

これまで子ども医療費受給者証の提示により外来受診の現物給付(窓口での負担なし)となる地域は「人吉市、球磨郡内」の医療機関などでしたが、10月診療分から「熊本県内」の医療機関などに拡大します。子ども医療費受給対象者には新しい受給者証を送りますので、差し替えていただきますようお願いします。

【現物給付 (窓口での負担なし)】

9月診療まで

子ども医療費受給者証 (委任払い対象者)	
受給者番号	
受給者氏名	
受給者住所	
子ども氏名	生年月日
有効期限	
被保険者	記号・番号
保険者名称	


球磨村長 



人吉市・
球磨郡内の医療機関など

10月診療から

子ども医療費受給者証	
公費負担者番号	80.43.124.0
受給者番号	
受給者住所	
子ども氏名	生年月日
有効期限	
被保険者	記号・番号
保険者名称	

球磨村長 



熊本県内の
医療機関など

- 新しい受給者証には公費負担者番号が追加されています。10月の受診分から利用が可能です。
- 入院については、一旦窓口で支払い、その領収書をもって税務住民課で払い戻しの手続きをしてください。(高額療養費の支給対象となった場合は、自己負担額から高額療養費を差引いた金額を子ども医療費として支給します。加入されている健康保険組合などへ請求し支払いを受けたのちに税務住民課で手続きしてください)
- 外来診療分について、1つの医療機関などでひと月に21,000円を超えた場合は一旦窓口で支払い、その領収書をもって税務住民課で手続きしてください。